平成２２年（フ）第７９９号
大阪府和泉市幸３丁目２番18号
債務者　藤井寿美江
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８０１号
大阪府岸和田市箕土路町１丁目７番19―210号
債務者　大本　幸男
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８０４号
大阪府泉佐野市南泉ケ丘１丁目８番９号、前住所大阪府泉佐野市日根野6066番地の２
債務者　宮本　信一
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８０７号
大阪府岸和田市神須屋町409番地の１軽費老人ホーム幸福荘215号室、住民票上の住所大阪府和泉市和気町２丁目２番102号
債務者　上原　道子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８０８号
大阪府和泉市今福町２丁目８番３―502号
債務者　松岡千恵美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８０９号
大阪府和泉市太町276番地の１キタハイツ203、前住所大阪府和泉市上町196番地の12
債務者　奥村　法師
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８１０号
大阪府泉佐野市南中樫井481番地３―406
債務者　吉中　亜衣
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８１８号
大阪府岸和田市小松里町2179番地マメゾン21・505号獅子﨑毅方、住民票上の住所大阪府岸和田市上松町307番地の１シャトークレール403号
債務者　香山組こと　香山　和明
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８２１号
大阪府岸和田市南上町２丁目37番８―402号、前住所大阪府岸和田市南上町２丁目26番21―305号
債務者　植田千栄子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８３１号
大阪府岸和田市門前町３丁目２番11号
債務者　町田　未来
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４５９号
香川県高松市木太町3396番地５
債務者　佐藤　直美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３６３号
香川県木田郡三木町大字平木518番地12
債務者　壷井　徹夫
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第９２号
福岡県大牟田市瓦町55番地15
債務者　小宮真由美
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第９６号
福岡県大牟田市新地町10番地１　大牟田市営新地町住宅１棟101号
債務者　松岡　星郎
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第４２６号
長崎県長崎市網場町246番地17
債務者　藤原　信子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５３号
長崎県長崎市横尾５丁目１番５―204号
債務者　松本　茂明
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５７号
長崎県長崎市界２丁目９番17―1201号
債務者　山口　政人
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６２号
長崎県長崎市小ケ倉町２丁目70番地２
債務者　山本タツエ（旧姓山道）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　長崎地方裁判所民事部破産係